

# 佐野市営住宅等 指定管理者募集要項

令和8年7月

佐野市都市建設部建築住宅課

# 目 次

1	指定施設の概要等	2
2	応募資格	2
3	応募時点の要件	2～3
4	指定期間	3
5	指定管理者が管理する施設の管理基準	3～4
6	指定管理者が行う業務の範囲	4
7	リスク分担	4～5
8	指定管理料等について	5
9	審査基準・選定方法	5～7
10	選定結果の通知	7～8
11	基本協定・年度協定の締結	8
12	指定辞退等による賠償責任	8
13	指定管理者の指定の取消し	8
14	指定までのスケジュール	8～9
15	応募手続等	9～10
16	問い合わせ先及び書類の提出先	10

## [添付書類]

- 1 佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- 2 佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- 3 佐野市営住宅条例
- 4 佐野市営住宅条例施行規則
- 5 佐野市特定公共賃貸住宅条例
- 6 佐野市特定公共賃貸住宅条例施行規則
- 7 佐野市再開発住宅条例
- 8 佐野市再開発住宅条例施行規則
- 9 市営住宅一覧
- 10 市営住宅位置図
- 11 令和7年度処理実績件数
- 12 収納率一覧表
- 13 佐野市営住宅等運営経費明細
- 14 令和8年7月1日現在、入居状況
- 15 用途廃止予定住宅
- 16 説明会参加申込書
- 17 質問書

## [資料]

- 資料1 佐野市営住宅等指定管理者業務仕様書
- 資料2 修繕負担区分表
- 資料3 佐野市営住宅等維持管理業務仕様書

## [別紙]

- 別紙1 条例等別表及び関係法令一覧
- 別紙2 提出書類一覧及び様式

# 佐野市営住宅等指定管理者募集要項

佐野市が設置している、佐野市営住宅、佐野市特定公共賃貸住宅、佐野市再開発住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）について、佐野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条（以下「手續条例」という。）の規定に基づき、市営住宅等の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができる指定管理者の候補者を募集します。

## 1 指定施設の概要等

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 名称   | 佐野市営住宅、佐野市特定公共賃貸住宅、佐野市再開発住宅及び共同施設                                |
| (2) 所在地  | 佐野市高萩町外  |
| (3) 施設概要 | 20住宅、213棟、1447戸<br>(別紙1-(1)参照)                                   |
| (4) 設置目的 | 住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。 |

## 2 応募資格

応募資格は、次の各号を全て満たす者とし、指定管理開始前及び開始後において資格を失効又は取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体で、佐野市内に事務所若しくは事業所を有する団体、あるいは指定期間開始までに事務所若しくは事業所を設置できる団体であること
- (3) 団体又はその代表者が、次に掲げる事項に該当しないこと
  - ・市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が代表者等の役員、顧問その他の職に就いている団体（資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に出資しているものを含む。）。ただし、市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体を除く。
  - ・会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手續開始の申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手續開始の申立てをしている団体
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体（以下「暴力団等」という。）又は代表者その他の役員が同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団等の関係者である団体
  - ・手續条例第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない団体
  - ・地方自治法施行令第167条の4及び佐野市競争入札参加者指名停止要綱の規定に該当する者
  - ・国税、市税、県税に未納がある者（納期限が到来していない場合を除く）
- (4) 過去10年以内に集合住宅又は賃貸住宅について管理実績を有し、かつ、宅地建物取引士等の管理運営上必要となる資格を有する者を配置できること
- (5) 複数の企業により構成される共同事業体（コンソーシアム）である場合は、次の要件を満たしていること
  - ・構成員が本施設の指定管理者の応募にあたり、他の共同事業体の構成員として、又は単独での応募を行っていないこと
  - ・代表者は、出資比率が最大（同比率を含む）であり、前号までに掲げる条件を全て満たしていること
  - ・代表者以外の構成員については、応募資格の(1)及び(3)の要件を満たしていること

## 3 応募時点の要件

令和5年7月1日から募集開始日（令和8年7月1日）までの期間において、市長、副市長若し

くは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が、応募団体(※)の代表者等の役員、顧問その他の職に就いていたことがある場合は、指定管理者の候補者として選定しません。

※ここでいう「応募団体」とは、手続条例第2条の2第1項第1号の「欠格事由」に該当する団体に準じます。

したがって、

- ① 「資本金等の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に出資しているもの」を含みます。
- ② 「市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体」は除きます。

#### 【留意事項】

本要件は応募時点での要件とし、指定管理者の候補者として選定された後は、本要件は適用しません。

(例) 指定管理者の候補者として選定された日以降に行われた市長選挙、市議会議員選挙において当選した者が、令和5年7月1日から募集開始日(令和8年7月1日)までの期間に申請団体の代表者等の役員、顧問その他の職を務めていた場合であっても、欠格とはなりません。

ただし、手続条例第2条の2第1項第1号の「欠格事由」は引き続き適用されます。したがって、新たに市長や市議会議員に当選した者が、指定管理者である団体等(指定管理者候補者も含む)の役員等に現職として就いている場合、市長や市議会議員に就任する日の前日までに当該役員等を辞職しないと、手続条例第2条の2第1項第1号の「欠格事由」に該当し、指定管理者である団体等は欠格となることから、指定が取り消されることとなります。

## 4 指定期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日までの5年間とします。

## 5 指定管理者が管理する施設の管理基準

指定管理者は、次に掲げる管理の基準に従い、市営住宅等の適正な管理を行うものとします。

### (1) 業務時間

業務時間は、月曜から金曜までの午前8時30分から午後5時15分までとし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を休みとします。ただし、災害、漏水、事故等の緊急対応については、常時行うこととし、また、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、変更することができます。

### (2) 関係法令の遵守

別紙1-(2)に関連する法令等を遵守し、市営住宅等の適正な管理を行ってください。

### (3) 質の高いサービスの提供

公の施設である市営住宅等の設置目的と役割を十分に理解し、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ったサービスを提供できるよう、物的能力及び人的能力の確保をしてください。

### (4) 適切な施設の維持管理

市営住宅等について、施設の機能を最大限発揮できるよう、適切な維持管理を行ってください。

### (5) 個人情報保護

手続条例第10条第2項の規定に基づき、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、適切な個人情報の管理のため、必要な安全管理措置を確実に講じてください。

### (6) 守秘義務

手続条例第17条の規定に基づき、施設の管理運営業務上、知り得た秘密を第三者に漏らすことの無いようにしてください。指定期間の終了、または指定の取り消し後も同様とします。

### (7) 情報公開

佐野市情報公開条例(平成17年佐野市条例第8号)第21条の2の規定に基づき、業務上作成し、又は取得した文書等について、適切な情報公開を行えるよう、必要な措置を講じてください。

(8) 文書等の管理について

指定管理業務を円滑に実施するため、指定管理業務を開始する一定前の時期までに、文書等の管理に関する規定及び管理帳簿書類を作成し、適切に管理・保存してください。また、指定の終了後に、市の指示に従い引き渡してください。

※詳細は資料1【佐野市営住宅等指定管理者業務仕様書】を参照してください。

**6 指定管理者が行う業務の範囲**

(1) 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。なお、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得ることとします。

- ①市営住宅等の適正な使用の確保に関する業務
- ②市営住宅等の維持管理及び設備の保守点検に関する業務
- ③市営住宅等の駐車場の利用に関する業務
- ④市営住宅等の用途廃止に伴うサポート業務
- ⑤上記に付随する業務
- ⑥その他市長が必要と認める業務

(2) 家賃等の収納に関する業務については、指定管理業務ではありませんが、指定管理者と別途「使用料及び手数料収納事務委託契約書」を締結し、業務を実施することとします。

※(1)、(2)の詳細は資料1【佐野市営住宅等指定管理者業務仕様書】を参照してください。

※使用料及び手数料収納事務委託契約書に関する業務は、資料1【佐野市営住宅等指定管理者業務仕様書】、【運営業務関係】、「2 家賃関係」及び「3 滞納整理関係」の収納に関するものとします。

**7 リスク分担**

社会情勢や環境の変化などに伴い、新たな経費等を要することとなった場合、その負担については、原則として次の表に掲げる内容に基づくものとします。なお、リスク分担表に無い項目や、内容に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ解決するものとします。

リスク分担表

(負担者に○)

No	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	書類の誤り	募集要項等、市が作成したもの	○	
		申請書等、指定管理者が作成したもの		○
2	法令等の変更	施設の管理・運営業務に影響を及ぼす法令の変更によるもの	○	
		指定管理者自身に影響を及ぼす法令の変更によるもの		○
3	物価・金利の変動	物価・金利の変動による経費等の変動	○※1	○
4	施設・設備の損傷	管理上の瑕疵による損傷		○
		施設の構造上の瑕疵によるもの	○	
		第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの	○ (200万円未満は指定管理者)	
5	政治・行政的理由による事業の変更	政治、行政的理由により業務の全部又は一部を中止、又は業務内容を変更したもの	○	
6	計画変更	市の指示によるもの	○	
		上記以外（指定管理者の提案を受け、市の承認を得たものを含む）		○
7	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（市が取得すべきもの）	○	
		上記以外のもの		○
8	運営リスク	指定管理者の提案による業務に関するもの		○

9	セキュリティー	指定管理者の警備不備による情報漏えい・犯罪発生等		○
		上記以外のもの	○	
10	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
		上記以外のもの	○	
11	利用者への対応	管理業務内容に対する施設利用者等からの反対、訴訟、要望に関するもの	○	
		地域・住民への対応、協調		○
		管理業務に関し施設利用者への対応に関するもの		○
12	不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
13	事業終了時	管理終了時の撤収、現状復帰に関わる費用		○

※1 昨今の社会情勢を踏まえ環境に大きな変化などがあつた場合、両者協議の上決定する。

## 8 指定管理料等について

(1) 指定管理者は、会計年度ごとに決定する市が支払う指定管理料により、管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

### ①指定管理料の予定金額

指定の期間の指定管理料は、次に掲げる金額以内とします。

指定期間（5年間）合計の指定管理料：395,000千円

※ 消費税及び地方消費税を含む。

### ②市が支払う指定管理料に含まれるもの

人件費

物件費 消耗品費、手数料、修繕料（市が施行する計画修繕以外のもので、修繕見積額が200万円未満の修繕：総額165,000千円（年額33,000千円）、賃借料、保守点検、維持管理に要する経費等

家賃等の収納に関する業務に係る委託費

### ③共用部分等の光熱水費について

共用部分等の光熱水費については、実際にかかった費用を市又は自治会等が負担します。

④指定管理料は、毎年度の物価上昇分を見込んだ5年間の総額となりますので、単年度で大きく剰余金が生じた場合は、その後の経費過多時への備えとして予備費等を設定し、指定管理期間5年間を通じて総額の範囲内で適切に管理運営を行うこと。

(2) 指定管理料は、会計年度毎に市と指定管理者との協議に基づき決定しますが、初年度の指定管理料及び決算状況が次年度以降の指定管理料のベースとなります。

(3) 指定管理料は、原則精算しません。（経営努力による剰余金の返還を求めません。また、運営に起因する不足額が生じた場合も補てんは行いません（1）④）。ただし、修繕料については、剰余金が生じた場合、毎年度、収支計画との差額を清算するものとしますが、昨今の社会情勢を踏まえ環境に大きな変化などがあつた場合、両者協議の上決定します。

(4) 施設の使用料（家賃、駐車場使用料）、共益費は市の歳入となります。

(5) 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき四半期ごとに分割して支払います。支払い時期や額、方法は「年度協定」にて定めます。

### (6) 法人税等について

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①については佐野市役所市民税課、②については佐野市役所資産税課にお問い合わせください。

なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

(7) 指定期間中に、用途廃止等があつた場合は、対象となる管理戸数に変更が生じることがあります。用途廃止等によって住宅管理戸数が10%以上減少する場合は、直近の収支実績等を勘案のうえ、指定管理料を減額する場合があります。

## 9 審査基準・選定方法

### (1) 基本的な考え方

公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

また、指定管理制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

### (2) 選定方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する一次審査と、一次審査を通過した応募者による事業計画書等の内容を審査する二次審査を行います。（当日は、応募者によるプレゼンテーション、ヒアリングを実施します。）

審査は、副市長（委員長）、行政経営部長（副委員長）、総合政策部長、学識経験者で構成する選定委員会において、非公開で行います。（審査結果については、後日公開いたします。）

### (3) 審査基準

一次審査及び二次審査の審査基準は次のとおりです。

#### 一次審査（資格及び書類審査）

審 査 項 目	
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること
2	佐野市内に事務所もしくは事業所を有する団体であること、あるいは指定期間開始までに事務所もしくは事業所を設置できる団体であること
3	市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が代表者等の役員、顧問その他の職に就いている団体（資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に出資しているものを含む。）でないこと（ただし、市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体を除く）
4	会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている団体でないこと
5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体（以下「暴力団等」という。）又は代表者その他の役員が同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団等の関係者である団体でないこと
6	佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年9月26日条例第237号）第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない団体でないこと
7	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び佐野市競争入札参加者指名停止要綱の規定に該当しない団体であること
8	国税・県税・市税に未納（納期限が到来していないものを除く。）がないこと
9	過去10年以内に集合住宅又は賃貸住宅についての管理実績を有し、かつ、宅地建物取引士、防火管理者の資格を有する者を配置できること、又は、指定管理者の候補者に選定された場合は速やかに必要資格を取得することが可能なこと
10	共同事業体（コンソーシアム）である場合は、募集要項に記載された共同事業体の要件を満たしていること
11	提出書類等が募集要項、仕様書の内容を満たしていること

二次審査（提案内容等による審査）

事業者より提出された事業計画書を審査し、選定委員会当日に行われるプレゼンテーション、ヒアリングの内容を加味して採点、選定を行います。審査における項目及びその観点は次のとおりです。

審査項目及び審査の観点	配点
<b>(1) 管理運営に当たっての基本方針・姿勢</b>	<b>20</b>
<b>管理運営を行うに当たって</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度導入の目的、市の特性及び公の施設としての性質（市民の平等な利用が確保されるものであること）を踏まえた管理運営方針の設定がされているか</li> <li>・業務を遂行できる適正な組織構成であるか、経営基盤の状況（事業者の経営状況、資本構成の安定性）及び経営危機に対する対応策（緊急資金、担保、保険等）が適切であるか</li> <li>・集合住宅、賃貸住宅及び公営住宅の管理実績状況</li> <li>・管理運営にあたり、一次審査基準に示す資格以外に特に有益となる資格があるか</li> </ul>	20
<b>(2) 管理体制</b>	<b>20</b>
<b>① 管理体制について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理責任者、管理体制、緊急時の連絡体制、職員配置、適切かつ迅速な対応の確保などが提案されているか</li> <li>・継続的、安定的な人材確保についての考え方が示されているか</li> <li>・地元事業者を活用する仕組みなどが提案されているか</li> </ul>	15
<b>② 個人情報保護の措置について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護について、法令・契約条項及び仕様等の遵守と合わせ、どのような具体的措置を講じるか</li> </ul>	5
<b>(3) 住宅管理業務</b>	<b>10</b>
<b>住宅等の修繕、維持管理について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確保すべき水準、検査体制、近隣等への周知等の工程が明確に示されているか</li> <li>・退去～修繕～新入居の期間を短縮する工夫があるか</li> </ul>	10
<b>(4) 運営の取組</b>	<b>30</b>
<b>① 円滑な業務運営及び入居率向上について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の入退去事務、苦情対応等の住宅管理を運営していく上で、その取組についての工夫があるか</li> <li>・入居者の要望や意見を的確に把握し、サービス向上のための取組が具体的に提案されているか。また、高齢者世帯や単身世帯への対応が具体的に提案されているか。</li> <li>・管理状況の報告及び確認調査等への対応について、具体的な提案がなされているか</li> <li>・入居率向上のための取組が提案されているか</li> </ul>	20
<b>② 迷惑行為の対応について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違法駐車、ペット飼育などの迷惑行為に対する具体的な対応方法が示されているか</li> </ul>	5
<b>③ 住民のコミュニティや自治会活動の支援について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ等による清掃活動や除草活動等への支援について、具体的な対応方法が示されているか</li> </ul>	5
<b>(5) 指定管理料</b>	<b>15</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理料の提案に工夫がみられるか</li> <li>・指定管理料の積算の根拠が明確になっているか</li> <li>・適正な人件費となっているか</li> </ul>	15
<b>(6) 事業計画の実現性</b>	<b>5</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該団体の事業規模や事業計画の具体性などを総合的に勘案し、現実的に実施が可能であるか</li> </ul>	5

## 10 選定結果の通知

一次審査の結果については、申請のあった団体のうち、失格の場合のみ9月下旬までに文書で通知いたします。

二次審査の結果については、応募した全ての事業者に11月上旬までに「指定管理者の候補者選定（不選定）通知書」を通知します。

なお、指定管理者の指定にあたっては、市議会の議決を経て決定となります。「指定管理者の候補者選定通知」をもって、指定管理者として指定される事を約束するものではありません。

## 11 基本協定・年度協定等の締結

指定議案の市議会議決後、従来の管理委託における委託契約書に代わるものとして、市と指定管理者との協議に基づき、指定期間共通の①基本協定と、年度ごとに決定する指定管理料の額や特記事項等について定める②年度協定を締結します。さらに、4ページ6-(2)の家賃の徴収等に関する業務について、別途、③使用料及び手数料収納事務委託契約を締結します。

## 12 指定辞退等による賠償責任

指定管理者の候補者として選定された事業者は、正当な理由なく指定の辞退又は協定の締結を拒否した場合、市に生じた損失の賠償責任を負うものとします。

## 13 指定管理者の指定の取消し

正当な理由が無く、住民が施設を利用することを拒んだり、不当な差別的取扱いをしたりするようなどき、指定管理者の経営状況が著しく悪化している場合など、適正な管理に重大な支障が生じ、又は生じる恐れがある場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

## 14 指定までのスケジュール

- (1) 募集要項の公表・配布 令和8年7月1日（水）～ 令和8年8月21日（金）  
市のホームページに掲載します。  
佐野市都市建設部建築住宅課（佐野市役所5階）において配布いたします。  
ただし、佐野市都市建設部建築住宅課窓口での取扱いは、土、日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。
- (2) 説明会の開催 令和8年7月22日（水） 午前10時00分から  
佐野市役所大会議室C（6階）において開催いたします。  
参加希望者は前もって、説明会参加申込書（添付書類14）を7月14日（火）まで（必着）に佐野市都市建設部建築住宅課へ郵送・FAX・電子メール又は持参により申込をしてください。  
参加者は1団体3名までとします。
- (3) 質問受付期間 令和8年7月22日（水）～ 令和8年7月27日（月）  
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。  
質問書（添付書類15）により質問の内容（1枚につき1件）を簡潔にまとめて、佐野市都市建設部建築住宅課まで郵送・FAX・電子メール又は持参により提出してください。  
【質問への回答につきましては、その内容が公正な競争のため応募者全員に公表すべきと判断したものについては、説明会参加者名簿に記載された全事業者に公表します。説明会に参加できなかった事業者については、佐野市都市建設部建築住宅課にご照会ください。】

- |                        |   |
|------------------------|---|
| (4) 申請書受付期間            | 令和8年8月24日(月)～令和8年8月27日(木)<br>申請書を提出される方は、この期間内に直接申請書を佐野市都市建設部建築住宅課窓口を持参してください。(その他の方法での受付は致しません。) |
| (5) 一次審査<br>(資格及び書類審査) | 令和8年9月上旬  |
| (6) 二次審査<br>(提案内容等の審査) | 令和8年10月中旬   |
| (7) 選定結果の通知・公表         | 令和8年10月下旬～11月上旬頃<br>選定結果については、選定・不選定いずれの場合においても応募者全員に通知し、指定管理者候補者の指定については公表します。                   |
| (8) 市議会へ指定議案を上程        | 令和8年12月   |
| (9) 指定の通知              | 令和8年12月下旬   |
| (10) 基本協定の締結           | 令和9年1月以降  |
| (11) 事務引継              | 基本協定の締結後～   |
| (12) 年度協定の締結(業務開始)     | 令和9年4月1日  |

## 15 応募手続等

- (1) 申請書類等の提出方法等  
市のホームページ、又は佐野市都市建設部建築住宅課(佐野市役所5階)で書類を受け取り、佐野市都市建設部建築住宅課へ直接提出してください。(その他の方法での受け付けは致しません。)
- 申請受付期間は、令和8年8月24日(月)～令和8年8月27日(木)までとします。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。
- なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、申請受付期間内は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。
- (2) 提出書類  
別紙「提出書類一覧」及び「提出書類様式」のとおり
- (3) 申請にあたっての留意点
- ①接触の禁止  
審査委員、市職員その他本件関係者に対し、本件提案の審査に影響を与えるおそれのある接触を禁止します。  
なお、当該接触が認められた場合には、失格となる場合があります。
- ②重複申請の禁止  
1団体の申請は1施設につき1つとし、単独で応募した法人等は、グループの構成団体として同一の施設について申請することはできません。また、複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできません。  
団体又はグループが、複数の施設について申請することは構いません。
- ③申請内容変更の禁止  
申請書類等の内容を変更することはできません。(軽易なものを除く)
- ④虚偽の記載をした場合の無効  
申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

- ⑤申請書類の取扱い  
申請書類等は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- ⑥申請の辞退  
申請を行った後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。
- ⑦費用負担  
申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。
- ⑧提出書類の取扱い・著作権  
申請書類等の著作権は、各申請者に帰属します。なお、本施設の管理運営に関し公表する場合、その他市が必要と認める場合には、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ⑨追加書類の提出  
市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合もあります。
- ⑩資料等の目的外使用の禁止  
市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲以内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- ⑪公文書  
申請書類は、佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）第2条に定める公文書となり、情報公開の対象になります。

## 16 問い合わせ先及び書類の提出先

佐野市役所都市建設部建築住宅課（担当：落合、三関、飯田、寺内）

〒327-8501 佐野市高砂町1番地（佐野市役所5階）

電話：0283-20-3103（内線1582、1586）

FAX：0283-20-3035

E-mail：kenchikujuutaku@city.sano.lg.jp